

○多可町公式フェイスブック運用要綱

(目的)

第1条 この要綱は、多可町（以下、「町」という。）がフェイスブック社の運営するソーシャル・ネットワーク・サービス内に開設した多可町フェイスブックページ（以下「ページ」という。）に関し、多可町フェイスブックページの利用者（以下、「利用者」という。）に対して町からの情報相互提供媒体として運用するために、必要な事項を定めることを目的とする。

(運営主体)

第2条 ページの運営主体は町とし、ページの総括管理は企画秘書課が行うものとする。

2 ページアドレスは、<http://www.facebook.com/takacho.jp>とする。

3 ページへの情報掲載は、町職員でフェイスブックアカウント所有者であれば可能とする。ただし、多可町職員のソーシャルメディア等の利用に関するガイドライン（以下、「ガイドライン」という。）を遵守するものとする。

(町及び町職員からの情報発信)

第3条 ページに情報発信できる項目は、次に掲げるものとする。

- (1) 町ホームページに掲載したコンテンツの表題や概要、リンクの情報等
- (2) 町から何らかの手段で町民等に情報提供したもの
- (3) たかちょう防災ネットなどメール配信システムで配信したもの
- (4) 防災行政無線で放送したもので、特定の個人を特定できる情報以外のもの
- (5) 前条第3項ガイドラインを遵守したもの
- (6) その他企画秘書課が適当と認めるもの

(利用者の遵守事項)

第4条 利用者は、ページの利用に際して、以下の行為（そのおそれのある行為を含む。）を行ってはならないものとする。

- (1) 町及び他の利用者又は第三者の権利及び財産を侵害する行為
 - (2) 町及び他の利用者又は第三者を誹謗中傷、侮辱し、名誉、信用等を毀損し、プライバシー等を侵害し（町及び他の利用者又は第三者のメールアドレス、電話番号、住所等の個人の特定につながる情報を開示する行為を含む。）、又は業務を妨害する行為
 - (3) 公職選挙法（昭和25年法律第100号）に違反する行為
 - (4) 宗教団体その他の団体・組織への加入を勧誘する行為
 - (5) 出資、寄付、資金提供又は物品若しくはサービスの購入等を勧誘する行為
 - (6) 町が不適切と判断する他のウェブサイトを紹介し若しくはその閲覧を勧誘する行為又はページをファイルのダウンロードとして利用する行為
 - (7) ページを利用して町及び利用者又は第三者に対し、コンピューターのソフト・ハードの正常な機能を阻害するウィルス等の有害なプログラム又はファイル等を発信する行為
 - (8) ページに掲載する正当な権限を有しない情報・コンテンツを掲載する行為
 - (9) 町及び利用者又は第三者によるページの提供及び利用を阻害する行為
 - (10) ページに対しハッキング等の不正行為によりアクセスする行為及びページの全部又は一部を監視若しくは複製する行為
 - (11) その他フェイスブック利用規約、公序良俗、法令若しくは刑罰法規に違反し、又はその他、町が不適切と判断する行為
- 2 利用者はページの利用に関し第三者に損害を与えた場合、自己の責任と費用においてかかる損害を賠償し又は当該第三者との紛争を解決するものとし、町に一切迷惑をかけないものとする。
- 3 町は、ページの利用に関連して発生した利用者の損害について、かかる損害が町及び町職員の故意又は重大な過失に起因する場合を除き、いかなる責任を負わないものとする。
- 4 町は、利用者が本要綱に違反して町に損害を与えた場合、当該利用者に対し、損害賠償を請求できるものとする。
- (要綱違反)

第5条 町は、利用者が本要綱のいずれかの条項に違反した場合、当該利用者に対し、事前に何ら通知することなく、違反の態様・程度等に応じ、利用者がサイト上に掲載した情報及び内容等の削除、その他の必要な措置をとることができるものとする。

(利用者からの情報についての免責)

第6条 町は、ページを通じて利用者から提供される情報について、その正確性、完全性、合法性その他の保証は一切しないものとし、当該情報に起因して利用者又は第三者に損害が発生したとしても、町は一切責任を負わないものとする。

2 町は掲載された情報に起因して利用者又は第三者に損害が発生したとしても、町及び町職員の故意又は重大な過失によるものでない限り、町は一切責任を負わないものとする。

(知的所有権の扱い)

第7条 利用者は、ページの利用に際して、ページ上に掲載又は町に対して電子メール等で送信した全ての情報、内容等の著作権を無償にて町に譲渡し、町による当該情報及び内容等の利用に関して、著作者人格権を行使しないものとする。

2 利用者は、ページを通じて入手したいかなる情報、内容等について個人的に又は家庭内の限られた範囲内における私的使用以外の目的で複製、頒布、出版、公衆送信等してはならない。

3 著作権法（昭和四十五年五月六日法律第四十八号）で認められる範囲を超えて、ページにおける情報、内容等を無断で利用してはならない。

(要綱変更等)

第8条 町は本ページの利用者の同意を得ることなく本利用要綱の内容を変更することができるものとする。

2 要綱に変更が生じた場合は、変更後の要綱を町がページ内又はウェブサイトへの掲載その他の方法により公表した時点で当然に効力が生じ、以降、ページの利用者は変更後の本要綱の適用を受けるものとする。

(管轄裁判所)

第9条 ページの利用及び本要綱に伴う紛争については、神戸地方裁判所が第一審の専属管轄権を有するものとする。